

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 6 4 号	三田市生活排水処理施設条例及び三田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
下 水 道 課	<p>【趣旨】 藍浄化センターの生活排水処理施設から公共下水道施設への変更及び福島土地区画整理事業の実施に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処理施設の名称及び位置の一部削除 （三田市生活排水処理施設条例第 3 条） 藍浄化センターの名称及び位置の削除 2 計画区域面積及び計画処理人口の変更 （三田市下水道事業の設置等に関する条例 第 3 条第 3 項及び第 4 項） <ol style="list-style-type: none"> (1)計画区域面積 「3, 0 0 5. 9ヘクタール」から「3, 0 1 1. 0ヘクタール」に変更 (2)計画処理人口 「1 2 5, 6 0 0人」から「1 1 4, 4 4 0人」に変更 <p>【施行期日】 令和 3 年 1 2 月 1 日</p>